

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、草加都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 草加都市計画区域の位置等

草加都市計画区域は、都心から約20km圏、埼玉県南東部に位置しています。
また、草加都市計画区域に含まれる土地の区域は、草加市、八潮市及び三郷市の行政区域の全域です。

【3・6・86号外環八潮スマートICアクセス線】

本路線は、八潮市大字八條字入谷を起点とし、八潮市大字八條字白鳥に至る延長約510m、幅員9mの幹線街路です。

II. 変更の理由

八潮市大字八條地内では、田園地帯の名残をとどめる緑豊かなオープンスペースを内包する産業拠点の形成を目指すまちづくりの計画があり、当地内が高速道路ネットワークに接続することにより、県東南部地域の交通利便性の向上や地域産業の活性化などの効果が期待されます。

このため、スマートICと周辺幹線道路を連絡するための路線として3・6・86号外環八潮スマートICアクセス線を新たに決定するものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・6・86号外環八潮スマートICアクセス線	約510m	2車線	9m	・路線の追加

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

本道路の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

①道路（埼玉県決定）